



御社の組織活力・生産性UPを促進する

あおば新聞

編集長：三芳 大介 局長：田島 智 社主：阿久津 渉

2019年2月

★外国人労働者を雇うにあたって★

現在、約130万人近くの外国人が日本で働いていると言われています。その中でも近年は技能実習生や留学生が特に増加しています。そこで今回は外国人労働者を雇い始めるにあたって、確認しておく点についてポイントを取り上げたいと思います。

■在留カードを提出してもらい、以下の3点を確認してください。

①在留資格…「はたらく（就労）」ことを目的としたものであれば基本的にOKです。

例えば、「経営・管理」「研究」「教育」「医療」「介護」等。

「特定技能」⇒法律改正で新しくできた資格で、「はたらく（就労）」ことを目的としたものです。

「技能実習」⇒本国に帰って技能を活かすことが本来の目的ですが、一定期間働くことができます。

「留学」は③の就労についての制限があるので、労働時間チェックがより必要です。***1**

②在留期間…多くは1年、3年、5年単位で更新されるので、雇用前に期間が終わっていないかを確認しておいた方が良いでしょう。「永住者」の場合は無期限です。

③就労について

	在留資格（全28種）
就労制限なし	「永住者」「定住者」「日本人の配偶者」「永住者の配偶者」
就労可（範囲の制限有）	「経営・管理」「研究」「教育」「介護」「技能実習」「特定技能」等
就労不可	「留学」 *1 「研修」「文化活動」「家族滞在」「短期滞在」
就労可/不可	「特定活動」 *2

***1** 許可を受けていれば、週28時間以内でアルバイトをすることができます。（＝資格外活動許可）
学校規則等で定める長期休業期間中に限っては、1日8時間まで認められる場合もあります。

***2** パスポート添付の「指定書」で就労可/不可の確認ができます。
ワーキングホリデー制度の利用者、インターンシップ、難民申請中の者等が該当するケースです。

〒364-0035 埼玉県北本市西高尾 6-6-1

e-mail : mado@aobaroumuoffice.com

TEL : 048-592-0475 FAX : 048-592-0590



社会保険労務士法人

あおば労務経営事務所

★人事・労務関連情報…就労証明書の電子化★

「就労証明書」は、「就労（働いていること）の事実」を証明する書類で、市区町村に対し、認可保育所等の入所を申し込む際に添付が必要となります。これまで手書きだった就労証明書が、2018年10月からマイナポータルでの就労証明書作成コーナーで市区町村の様式を検索して、証明書のひな形を直接入手できるようになっています。会社担当者が必要事項を記入するのでもパソコンでできるため、従来の手書きに比べて効率が上がりますね。（<https://app.oss.myna.go.jp/>）

電子申請をできる自治体も今後は増えてくるようです。詳細は各自治体窓口にお問い合わせください。

～お知らせ～

<気軽な労務の窓口>

あおば事務所に来所いただき、気軽にお茶など飲みながらお話しませんか？普段、多くの人事労務に関するご相談をお電話等でいただいておりますが、相談内容に関わらずもっと気軽にあおば事務所を利用いただきたいと思います。ご希望の方はお気軽に連絡いただき、ご来所いただければと思います。

<社会保険加入の顧問先様>

社会保険の随時改定（いわゆる月変）…基本給はもちろんのこと通勤手当や時給等も含め固定的な給与（手当等）に変更があった場合には、その都度お知らせいただきますようご協力お願い申し上げます。

<あおば主催 実践講座ラインナップ>

- ★人材採用の為に超面接術(1day)
- ★アクティブブレインセミナー(基本2day)

- ハラスメント対策講座(90分から2時間)
- 経営幹部、管理職研修(90分から2時間)
- 若手社員研修(基本2時間)

- 社内組織力強化研修(4時間)
- 問題解決プログラム(基本2day)
- チームビルディング(2時間半)
- 自主的改善案構築研修(2時間半)

おすすめ！！

組織活力をUPできる各種セミナーもご用意しています。また実施時間含めて内容もカスタマイズ可能です。お気軽にお問い合わせください。